

奨学金給付規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人北野財団（以下「この法人」という）の定款第4条第1項に基づき、奨学金給付の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学金給付学生の資格)

第2条 この法人の奨学金給付学生となる者は、高等専門学校・大学・大学院で学ぶ学生（高等専門学校1～3年次、大学1年次を除く）で、学業、人物とも優秀であって、学資の支弁が困難と認められる者でなければならない。

- 2 他の奨学金制度に応募し、又は他の奨学金制度を現に利用している場合であっても、応募資格を有するものとする。

(奨学金給付学生の種類)

第3条 奨学金給付学生の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 高等専門学校奨学生
- (2) 大学奨学生
- (3) 大学院奨学生

(奨学金の給付期間及び金額)

第4条 奨学金を給付する期間は、正規の最短修業年限とする。

- 2 前項の期間中に給付する奨学金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-------------|
| (1) 高等専門学校奨学生 | 月額 30,000 円 |
| (2) 大学奨学生 | 月額 30,000 円 |
| (3) 大学院奨学生 | 月額 30,000 円 |

第2章 奨学金給付学生の採用と奨学金の給付

(願書等及び推薦書の提出)

第5条 奨学金給付志願者は、この法人あての願書等に在学学長、研究者・専攻長、指導教官等（以下「在学学長等」という）の推薦書及び在学証明書を添えて、この法人に提出するものとする。

(奨学金給付学生の採用)

第6条 奨学金給付学生の採用は、奨学金給付学生選考委員会の選考を経て、代表理事が決定し、その結果は、在学学長等を経て本人に通知する。

- 2 選考結果については、次の理事会において報告するものとする。

(奨学金の給付)

第7条 奨学金は、毎月一定日に給付するものとし、特別の事情があるときは2ヶ月分以上を合わせて給付することができる。

2 奨学金の給付は、直接本人に送金して行うものとする。

(学業成績及び生活状況の報告)

第8条 奨学金給付学生は毎年度末に継続願、学業成績表、家計支持者の年収を証明する書類及び在学証明書等を代表理事あてに提出しなければならない。

(異動届出)

第9条 奨学金給付学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学、留年、または退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 氏名、住所等を変更したとき
- (4) 3ヶ月以上の長期にわたり留学するとき

(奨学金の停止)

第10条 奨学金給付学生が休学等し、又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の給付を停止する。

(奨学金の復活)

第11条 前条の規定により奨学金の給付を停止された者が、その事由が止んで在学学長等を経て願い出たときは、奨学金の給付を復活することがある。

(奨学金の停止)

第12条 奨学金給付学生が次の各号に該当すると認めるときは、在学学長等の意見を徴して奨学金の給付を廃止する。

- (1) 学業成績を理由に留年したとき
- (2) 傷痍疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (3) 学業成績又は操行が不良となったとき
- (4) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (5) 当財団が定める書類等を期日までに提出しないとき
- (6) 前各号のほか、奨学金給付学生として適当でない事実があったとき
- (7) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- (8) その他第2条に規定する奨学金給付学生としての資格を失ったとき

2 前項各号に該当する場合、この法人は奨学金給付学生に対して奨学金の返還請求をすることができる。

(奨学金の辞退)

第13条 奨学金給付学生はいつでも、在学学長等を経て、奨学金の辞退を申し出ることができる。

第3章 奨学金給付学生の指導

(奨学金給付学生の指導)

第14条 奨学金給付学生の資質の向上を図るため、学業成績及び生活状況に応じる適切な指導を行うものとする。

第4章 補則

(実施細目)

第15条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

第5章 雑則

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。